

令和7年度 堺市こども誰でも通園制度 (事業概要編)



令和7年 2月 (3月 追記)
堺市 子育て支援部

※堺市こども誰でも通園制度の実施は、令和7年度当初予算成立を前提としたものです。

目 次

- 1. 事業目的等
- 2. 令和7年度事業概要
- 3. こども誰でも通園制度総合支援システム
- 4. 利用者決定の流れ
- 5. こどもの育ちに係る支援計画・記録
- 6. 補助基準額について

1. 事業目的等

令和8年度からの本格実施を、より良い制度として円滑に導入するため、**令和7年度は試行実施**を予定

令和7年度

法に基づく子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ
「乳児等通園支援事業」

【実施規模】

- 教育・保育施設20施設程度
(公立こども園3園含む)
 - 定員480人程度
- 
- 利用ニーズの把握
 - アンケート調査の実施・分析
 - 保育者、施設の課題整理

令和8年度

新たな子ども・子育て支援給付として
すべての自治体で実施
※すべての施設で一律的に実施するということではない
「乳児等のための支援給付」

- 利用ニーズに応じた供給量の確保
- 試行実施の状況を踏まえ、実施施設の拡大
- 試行実施時のご意見や課題への対応による円滑な実施

- ◆ **こどもの育ちを応援**し、子育て家庭への支援を強化するため、家庭とは異なる経験や家庭以外の人と関わる機会などを通じてこどもの成長を見守り、孤立感や不安感を抱えながら子育てしている保護者を支援する。
- ◆ 令和8年度からの本格実施を、より良い制度として円滑に導入するため、**市民ニーズの把握**や利用者、実施施設からの意見聴取による**課題等の整理及び効果検証**を行う。

「一時預かり事業」は、育児疲れの解消や急病、入院等に伴う一時的な保育など、**保護者や家庭の事情に応じてスポットで「預かる」サービス。**

一方、「こども誰でも通園制度」は、**こどもの成長の観点から、こどもの育ちを応援するということを目的に、本市では、年間を通し継続的な定期利用を基本とする。**

- ◆ 家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長することができる。
- ◆ 同年齢のこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど、こどもの心身の成長・発達にも良い影響が期待できる。
- ◆ 家族以外の人と関わる機会が得られるなど豊かな経験をもたらす。

- ◆ 制度の利用を通じて、こどもの成長の過程と発達の現状を客観的に捉えることができるなど、**新たな気づきや親としての成長**につながる。
- ◆ 専門的な知識や技術を持つ人と関わることによる**子育てにおける孤立感や不安感の解消や軽減**が図れる。
- ◆ 地域の様々な社会的資源につながる契機となり、様々な情報や人とのつながりが広がる。

2. 令和7年度事業概要

利用対象者

市内に在住する、認定こども園・保育所・幼稚園・地域型
保育事業・企業主導型保育施設に通っていない
0歳6か月～満3歳未満の乳幼児

利用時間数

月10時間を上限

利用料

1時間につき、こども一人300円を保護者より徴収
※生活保護世帯、市民税非課税世帯などが利用する場合は、減免あり

利用施設は固定とし、1日2.5時間の毎週利用または1日5時間の隔週利用の**定期利用を原則**とする

利用定員設定

- 教育・保育の定員とは別に、こども誰でも通園制度として、**各施設で任意に定員を設定**
- 在園児合同または専用室独立のどちらかで実施
- 同年齢保育または異年齢保育は問わない

利用枠（時間帯）設定

- **各施設で任意に利用時間枠を設定**

(参考) 定員の考え方と時間枠設定イメージ

【例1】 1回5時間 月2回利用
0歳6人・1歳6人・2歳12人 定員24人

(1週目・3週目)

曜日	利用時間枠	利用児童数		
		0歳	1歳	2歳
月	—			
火	10時～15時	2		2
水	—			
木	10時～15時	2		2
金	10時～15時	2		2

(2週目・4週目)

曜日	利用時間枠	利用児童数		
		0歳	1歳	2歳
月	—			
火	10時～15時		2	2
水	—			
木	10時～15時		2	2
金	10時～15時		2	2

【例2】 1回2.5時間 月4回利用
0歳6人・1歳7人・2歳10人 定員23人

(毎週)

曜日	利用時間枠	利用児童数		
		0歳	1歳	2歳
月	9時半～12時		2	3
火	9時半～12時	2		2
水	9時半～12時		2	3
木	9時半～12時	2		2
金	9時半～12時	2	3	

【例3】 1回2.5時間 月4回利用
0歳4人・1歳10人・2歳10人 定員24人

(毎週)

曜日	利用時間枠	利用児童数		
		0歳	1歳	2歳
月	—			
火	9時半～12時		2	2
	13時半～16時		2	2
水	—			
木	9時半～12時	2	2	
	13時半～16時		2	2
金	9時半～12時	2		2
	13時半～16時		2	2

※利用定員数及び利用日・時間枠は
各施設で任意に設定

キャンセル

市が作成したチケットキャンセルポリシー（利用時間数消費の考え方）及び利用料キャンセルポリシーに則り、統一的対応を行う予定

振替

祝日や行事等による利用不可日の代替措置として、振替日設定を行うか否かの判断は各施設で検討

親子通園

各施設で検討（長期間にならない程度での実施）

食事

必要に応じて食事の提供（実費徴収可）・お弁当の持参を各施設で検討

◆乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上

- ①半数以上は保育士
- ②2人を下回ることはいできない

＜②の例外として、次の場合は、従事する職員1名で可＞

- ・ 当該保育所等の保育従事者の支援を受けられる場合は、保育士1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、専任保育士1名で可
- ・ 乳幼児の人数が3人以下であって、保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において実施され、かつ、当該保育所等の保育士による支援を受けることができる場合

※ 保育士以外の保育従事者の配置は、本市が指定する研修を修了した者（さかいチャイルドサポーター）とする。

一時預かり事業と職員を兼任できるのか？

※こども家庭庁 令和6年度事業に関するQAより

Q：一時預かり事業と試行的事業を、同施設内で同時に実施する場合、それぞれに職員配置が必要か？

A：同時に事業を実施する場合はそれぞれの基準通りの職員配置が必要。

ただし、一方の事業の実施をしていない場合において、もう一方の事業に同一職員が従事することは可能（専任要件があるため、同じ職員が、同時間にそれぞれの事業の対象児童を同時に見ることはできない）
その場合は、対象経費を適切に区分し、管理いただく必要がある。

令和 7 年

- 3 月 条例改正をはじめとした内部規定の整備
 ※実施施設の認可に係る各種規定の整備
- 4 月 ・ こども誰でも通園制度総合支援システム導入（次のスライド参照）
 ※システムの機能をすべて利用するか否かは、
 詳細が示された段階で検討（一部利用も含め検討）
 ・ 令和 7 年度堺市こども誰でも通園制度実施要綱作成
 ・ 実施施設の募集
 ・ 実施施設の認可手続き
 ※認可手続きについては、別途説明予定
- 6 月 利用者の募集
- 7 月以降 準備等整い次第、順次利用開始

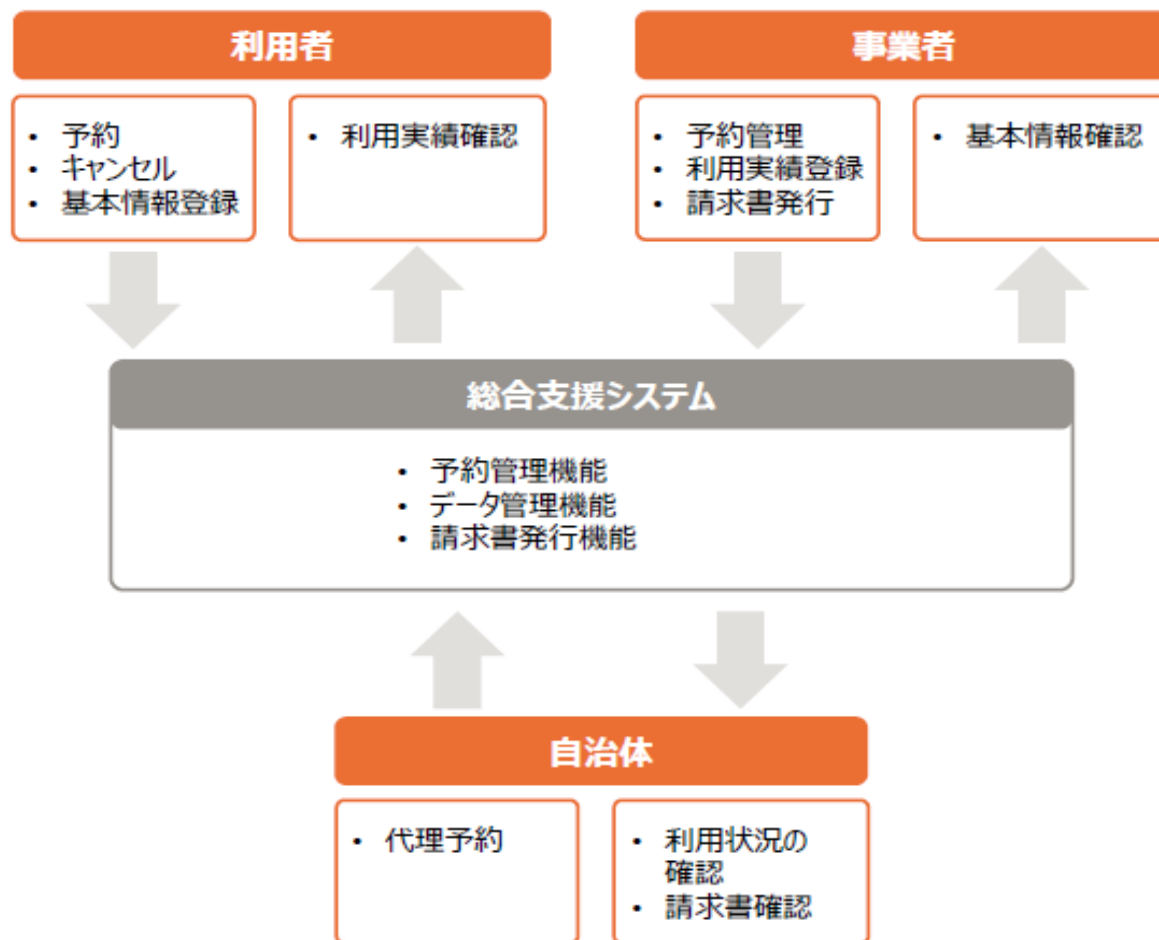
3. こども誰でも通園制度総合支援システム

■ システムの概要

- ・ インターネット環境からアクセスする
- ・ 利用にあたっては、実施施設・利用者に対し、市からIDを発行する。

※ 現時点では、システムの機能の詳細が示されていないため、機能の利用範囲については、システムの詳細を把握したうえで検討していきます。

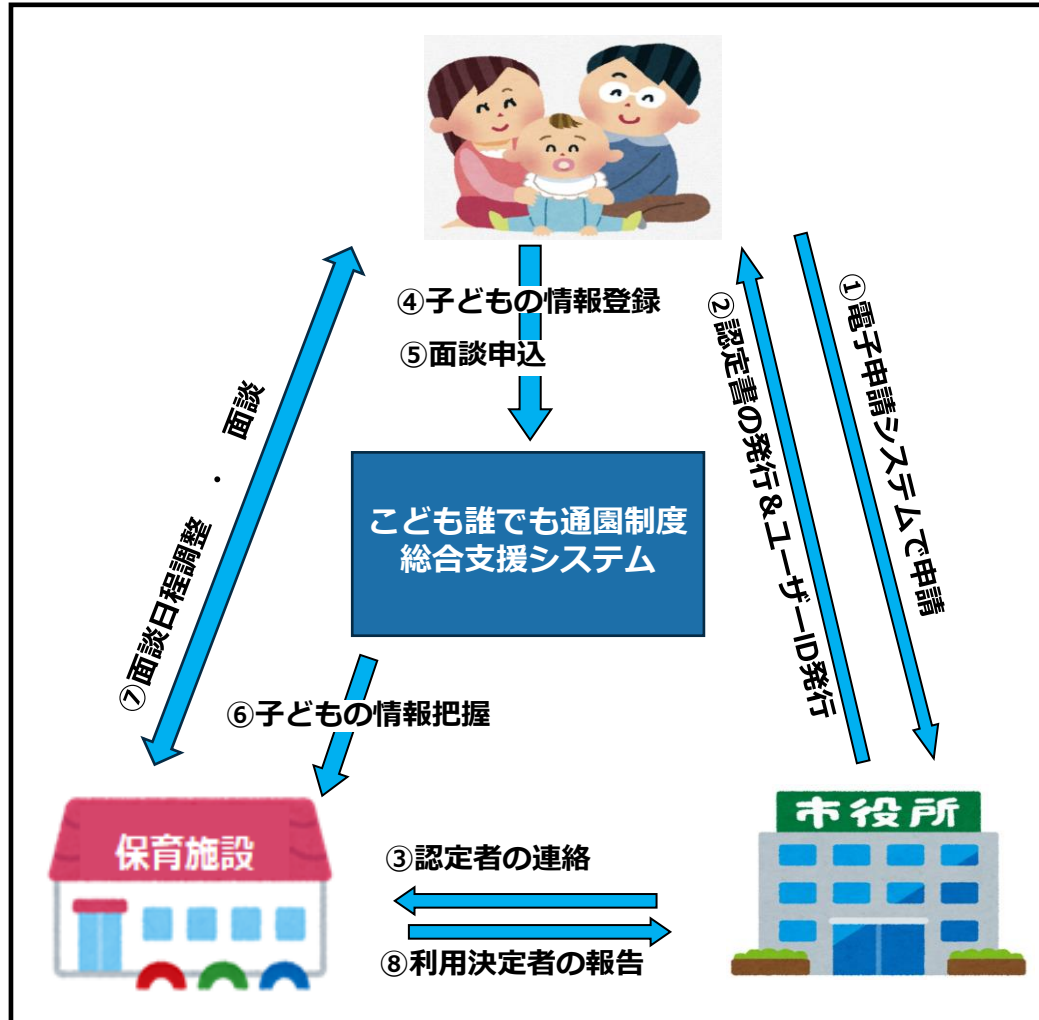
■ 主な機能



※令和7年1月 国の「こども誰でも通園制度総合支援システム利用マニュアル市区町村用」からの抜粋

4. 利用者決定の流れ

利用決定の流れ（令和7年度）



利用者

- ① 希望施設を記載し、堺市電子申請システムで幼保政策課に利用申請

幼保政策課

- ・ 施設の利用定員を超えた場合、幼保政策課で抽選し認定者を決定（こども誰でも通園制度を利用する対象者であることを認定したもので、施設の利用を決定したものではない）（※）
 - ・ 利用対象者及び減免等の確認
- ② 認定者に、認定書とこども誰でも通園制度総合支援システム（以下「システム」という）IDを発行
 - ・ 抽選に外れた方に、その旨をお知らせ

- ③ 施設に認定者の連絡

利用者

- ④ 付与されたIDでシステムにログインし、こどもの健康情報等（次のスライド参照）入力
- ⑤ システムから面談申込

施設

- ⑥ システムで利用希望のこどもの健康情報等を確認
- ⑦ 電話等で認定者と面談日を調整、面談を実施
 - ・ 利用契約を締結（この段階で利用決定）
- ⑧ 利用決定者を幼保政策課へ報告

（※）市で抽選を行うことについては、令和7年度の利用ニーズが把握できていないためであり、利用希望が多数であった場合を想定し、混乱を避けるため実施するもの

保護者がシステムに入力する健康情報等の項目

(国の手引より抜粋)

◆ 家族の状況

(氏名、生年月日、性別、住所、緊急連絡先、続柄、就労・就学先等)

◆ こどもの状況

(氏名、生年月日、性別、住所、アレルギー情報、既往歴情報、健康状態、託児経験、生活リズム等 ※障害にかかる情報含む)

◆ 発達の状況

(食事の状況、排泄の状況、好きな遊び、かかりつけ医、予防接種状況)

- ◆制度の意義や、利用に当たっての基本的事項の伝達
- ◆こどもの特徴や保護者の意向等を把握

【面談時の説明及び確認内容の例】

- ・ 施設の方針や実施内容の説明
- ・ 個人情報取り扱いの説明
- ・ 必要な持ち物や利用に当たってのルール、キャンセルポリシー等の説明
- ・ 災害発生時の避難先等の確認
- ・ 家庭での過ごし方、離乳の状況や食事や睡眠、排せつ等の状況の確認
- ・ 子育ての方針や大切にしていること、
こどもの好きなこと苦手なことなどの把握、家族の状況 等

※ すべてのこどもの受け入れを基本としてお願いしますが、施設の体制等によりやむを得ず受入が困難な場合は、保護者の方に理解を得られるように説明をお願いいたします。

5. こどもの育ちに係る支援計画・記録

◆ 国の手引き(※) に基づき、作成を想定しているものは次の①～④

・ 施設で通常ご使用されている様式（簡略版）で可

- ① こどもの育ちに関する全体的な計画
- ② 個別支援計画（個々のこどもの育ちを支援）
- ③ 連絡帳（活動内容等を保護者と共有）
- ④ 保育日誌（職員間での情報共有）

(※) 令和6年12月末に、国から「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」の素案が示されました。

6. 補助基準額について

補助単価

こども一人1時間当たりの補助単価

0歳児	1,300円
1歳児	1,100円
2歳児	900円
障害児加算	400円
要支援家庭のこども加算	400円
医療的ケア児加算	2,400円

◆ これ以外の補助経費については、今後示される国の補助要綱を踏まえたうえで、本市の補助要綱を策定し、内容を決定していく

【試算例 年額（7月～3月の9か月）】 定員24人の場合（0歳6人・1歳6人・2歳12人）

	補助金	利用料	金額
0歳児	@1,300×6人×10H/月×9か月	@300×6人×10H/月×9か月	864,000円
1歳児	@1,100×6人×10H/月×9か月	@300×6人×10H/月×9か月	756,000円
2歳児	@900×12人×10H/月×9か月	@300×12人×10H/月×9か月	1,296,000円
加算	+ α	—	+ α
合計			2,916,000円 + α

※単価は、令和7年4月1日時点の年齢による

補助単価

従事する職員の職員配置ファイル上での充当時間については、
配置基準が「0歳児＝3：1」「1歳児・2歳児＝6：1」であることから
以下の『必要充当時間』を参照。

【試算例 月額】定員24人の場合（0歳6人・1歳6人・2歳12人）

	補助金	利用料	金額	必要充当時間
0歳児	@1,300×6人×10H/月	@300×6人×10H/月	96,000円	$1/3 \times 6人 \times 10H = 20$
1歳児	@1,100×6人×10H/月	@300×6人×10H/月	84,000円	$1/6 \times 6人 \times 10H = 10$
2歳児	@900×12人×10H/月	@300×12人×10H/月	144,000円	$1/6 \times 12人 \times 10H = 20$
加算	+α	—	+α	
合計			324,000円 + α	50時間分相当（※）

（※）職員配置ファイルを想定した計算上の最低職員数は、
50時間／168時間（標準的な常勤勤務時間）⇒ 約0.3人工
なお、実際のこどもの受入れにあたってはP.13「職員の配置基準」を満たす
必要があります。

こども^{☆☆}⑨^{☆☆}でも 通園制度

ご清聴ありがとうございました。